



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F
東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)06-6210-1270
(TEL)03-3525-8282
HP: <http://task-legal.or.jp>



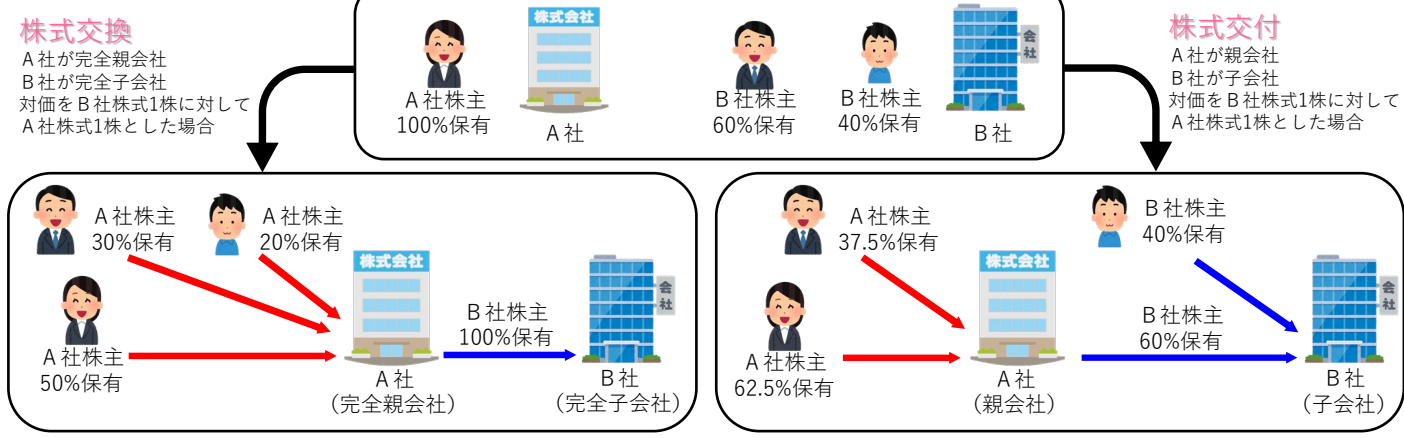
★今号のTOPIC★ 株式交換と株式交付

桜の季節となりましたね。皆さまはお花見はされましたでしょうか。
さて、今月号は『株式交換と株式交付』についてです。どちらも組織再編行為の一種で名前が似ていますが、全く異なる制度なのです。今回はその違いについて解説します。

【株式交換とは？株式交付とは？】

株式交換とは、完全子会社となる会社のすべての発行済株式を、完全親会社となる会社へ、完全親会社の株式などの対価と交換することで、100%親子会社の関係を作ることができる組織再編行為のことをいいます。

株式交付とは、親会社の子会社となる会社の株主から株式の譲渡を受けることで50%以上の子会社株式を保有し、子会社の株主には親会社株式などの対価を交付して親子会社の関係を作ることができる組織再編行為のことをいいます。



【株式交換と株式交付の違い】

	株式交換	株式交付
手続の概要	【完全親会社・完全子会社】 1.株式交換契約を締結、事前開示書類の備置 2.株主総会で株式交換契約を承認 3.会社株主に株式交換を行う旨を通知 4.反対株主への対応、債権者保護手続 ※不要な場合もあります 5.効力発生日の到来 (=完全親会社が完全子会社の株式を取得し、完全子会社株主に対価を交付) 6.株式交換による変更登記 7.事後開示書類の備置	【親会社】 1.株式交付計画を作成、事前開示書類の備置 2.株主総会で株式交付計画を承認 3.子会社株主に株式交付を行う旨を通知 4.反対株主への対応、債権者保護手続 ※不要な場合もあります 5.効力発生日の到来 (=子会社株主から株式を譲り受け、対価を交付) 6.株式交付による変更登記申請 7.事後開示書類の備置 【子会社】 譲り渡す株式が譲渡制限株式の場合は、譲渡承認手続をする
主な注意点	①完全親会社は株式会社・合同会社のいずれかに限られる ②完全子会社は株式会社に限られる ③対価は完全親会社株式を含めなくてもよい ④完全子会社が自己株式を保有している場合は、株式交換の効力発生前に消却するのが一般的	①親会社・子会社ともに株式会社に限られる ②すでに他社が子会社株式を50%保有している場合は、株式交付ができない ③対価には必ず親会社株式を含めなければならない (金銭等その他財産との組み合わせはOK)

【有限会社が株式交換や株式交付をするには？】

有限会社は、法律上のルールで株式交換や株式交付の当事者となることはできません。これらの組織再編行為をする場合は、その前提として有限会社を株式会社に商号変更することで手続が可能となります。

タスク司法書士法人・タスク行政書士法人では会社・法人の手続きに幅広く対応しております。ぜひお気軽にご相談ください！

